

2026 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 名 代表取締役社長 山野井 輝 夫
(コード番号 8254 東証スタンダード市場)
問 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 中 野 宏 治
(TEL.046-822-8040)

当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 16 日付で株式会社東京証券取引所より、当社株式の上場廃止について決定し、本日より整理銘柄に指定するとともに、2027 年 3 月 1 日付で上場廃止とする旨の通知を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

このような決定を受ける事態となりましたことを、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

なお、指定措置の内容及び理由等の詳細につきましては、日本取引所グループのウェブサイトにて公表されておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/20260916-23.html>

記

1. 上場維持基準への適合状況

当社の東証スタンダード市場における上場維持基準への適合状況は、下表のとおりであります。
上場維持基準のうち「流通株式時価総額」について、2026 年 8 月 31 日時点においても基準を充たしておりませんでした。

	株主数 (人)	流通株主数 (単位)	流通株式時価総額 (円)	流通株式比率 (%)
当社の状況	5,431	25,180	731,171,405	36.19
上場維持基準	400	2,000	1,000,000,000	25.00
適合状況	適合	適合	不適合	適合
改善期間	—	—	2026 年 8 月末	—

(注) 当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

2. 適合できなかった理由、事情

当社は、2025 年 11 月 17 日付「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況（改善期間入り）」に基づき、「状態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指し、「営業改革」・「外商改革」・「人事制度改革」、「後方部門改革」に取り組んでまいりました。更に、これらの各取組に加え、「資本構造の健全化」及び「配当再開の検討」をさし示すべく「資本構造の見直し」に取り組んでまいりました。

資本構造の見直しについては、2026 年 2 月 6 日付「第三者割当による新株式及び第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」のとおり、株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンスと EVO FUND に第三者割当を行い、収益構造の改善を可能とする資金を調達しました。

また、積極的な投資により資本効率の向上を図るとともに、2026 年 2 月 26 日の臨時株主総会にて決議した利益剰余金欠損の解消については、2026 年 5 月 20 日に完了し、配当が可能となる体制が整ったため、2026 年 8 月期末として 5 円の配当を予定しており、株主の皆様への利益還元をさせていただきたいと考えております。

更に、配当に加え、資本の状況に応じた自己株式取得も選択肢ととらえ、2026 年 6 月 18 日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」並びに 2026 年 7 月 29 日付「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」のとおり、2026 年 8 月期業績に対する株主還元としての自己株式取得を行う等、各種施策を推進してまいりました。

しかしながら、8 年連続赤字から、2023 年以降 3 年連続黒字を達成、2026 年 8 月期も順調に推移しており、業績の回復、健全経営の継続等、着実に「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」に向けて推移しておりますが、株価の上昇・安定化が想定通り進捗せず、流通株式時価総額が基準を満たすに至りませんでした。

3. 今後の対応

当社株式は 2027 年 3 月 1 日に上場廃止となります。なお、2026 年 9 月 9 日に公表しましたとおり、親会社である株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを予定しております。現時点では株式交換の具体的な交換比率、効力発生日その他の条件については決定しておりませんので、確定次第、速やかに開示いたします。

4. 上場廃止及び整理銘柄指定について

- | | |
|--------------|--|
| (1) 銘柄 | 株式会社さいか屋（コード：8254、市場区分：スタンダード市場） |
| (2) 整理銘柄指定期間 | 2026 年 9 月 16 日（水）から 2027 年 2 月 28 日（日） |
| (3) 上場廃止日 | 2027 年 3 月 1 日（月） |
| (4) 理由（関連条項） | 上場維持基準に適合しないため（有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 1 号） |
| (5) 理由の詳細 | 株式会社東京証券取引所の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定理由は次の通りとなります。

株式会社さいか屋は、基準日における上場維持基準（流通株式時価総額基準）に係る審査の結果、上場維持基準への不適合が確認されたため、当取引所は、当該会社の株式について上場廃止を決定し、整理銘柄に指定します。 |

整理銘柄指定期間中におきましても、当社株式の売買は従前どおり可能であります。

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することができなくなります。

株主の皆様、お取引先様および関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上